

## 南種子町農業委員会平成 27 年 9 月総会議事録

1. 開催日時 平成 27 年 9 月 14 日（月）午前 9 時 30 分から午前 10 時 25 分

2. 開催場所 研修センター 1 階東側会議室

3. 出席委員

会長	5 番	戸石 助美			
会長職務代理者	7 番	石堂 かよ子			
委員	1 番	寺田 誠	2 番	池亀 昭次	
	3 番	中里 安男	4 番	古市 道則	
	6 番	中峰 義哉	8 番	西田 暁	
	9 番	高田 照美	10 番	白川 秋信	

4. 欠席委員 12 番 小山 重和

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 26 年度第 3 号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 27 年度第 14 号農用地利用集積計画（案）に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地流動化奨励金交付申請について

議案第 5 号 南種子町農地流動化奨励金交付要綱の一部改正について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 古市 義朗

農地振興係係長 河野 彰子

農地振興係 園田 孝太郎

7. 会議の概要

事務局 それでは本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第 6 条により成立していることを報告いたします。

議長 ただ今から、第 14 回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第 1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしい

でしょうか。

(「はい」の声あり。)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。(議席番号) 8番、西田 暁 委員。9番、高田 照美 委員を指名します。

議長 日程第2、諸般の報告。局長が行います。

事務局 それでは第14回南種子町農業委員会定例総会に当たりまして、会長諸般の報告をいたします。資料をご覧ください。

先ず8月17日 月曜日、技連会がございました。出席者等については、局長・係長、園田でございます。行事計画及び日程調整、情報交換であります。情報交換の中身につきましては、保水管理の状況の報告等がございました。同日、定例総会です。3時から研修センター2階西、皆様のご出席の下、議案審議を1号から5号議案他、承認されたところであります。8月18日、〇〇公民館におきまして、Aの契約の説明会がございました。備考欄にお示ししておりますが、昨年の実績につきましては、作付けをした分が15.4ヘクタール、気象条件等により作付けをしなかった面積が6.9ヘクタール、合計面積が22.3ヘクタールということであります。今年度の計画につきましては、A側からのお示しした数値目標として22から25ヘクタールを目標にしているということでございます。中身については、色々な意見が沢山ありました。去年の作付けの状況、契約の在り方、今年度に向けた調整等がございました。

8月20日ですけど、相続未登記聞き取り調査が県農業会議の馬見新氏まみしんより聞き取り調査がありました。状況を報告したところあります。同日、きび甘しょ振興会生産者大会が福祉センターでございました。会長・局長出席です。午後からは親善・親睦のゲートボール大会が行われました。8月21日、大規模農家のキビ組織の全体会がございました。わたしが出席しております。

8月25日ですけど、農業公社の理事会がございました。会長、わたしが出席いたしております。8月27日、町畜産共進会が町畜産センターで行われました。1部1席から3部1席までは、ご覧の方々が入賞されたところあります。同日、人・農地プラン検討会、農地中間管理事業推進会議、それから農業委員会歓送迎会ということで、この日は流れております。上2つにつきましては、局長・係長が出席しております。歓送迎会につきましては、全員ご協力をいただき有り難うございました。

8月28日です。新規認定農業者認定式が町長室で行われました。今回は2名の方々がございます。8月31日、町糖業振興会幹事会がございました。わたし出席をしまして、ここにつきましては総会に向けた確認等がございます。

9月1日、平成27年度県女性農業委員の会支部会及び総会・研修会が指宿市のほうで行われ、石堂委員が出席をいたしております。総会の中では、石堂委員におかれましては議長を務めていただくなど、大変ご活躍をしていただいているところであります。会則の改正・26年度の事業実績の承認・27年度事業計画の承認等、それから研修・女性の農業委員への登用促進対策等であります。中身の濃い研修だったかと思えます。9月4日ですけれども、町糖業振興会総会が研修センターで行われ、会長が出席しており、計画及び予算等が承認されたところであります。

9月7日、現地調査が行われました。出席者につきましては、会長・局長・職員、担当農業委員が出席いたしました。3条、奨励金8件の案件調査をいたしたところであります。併せて農地パトロールを実施しております。9月10日、全国農地ナビ巡回指導がございました。出席者につきましては、局長・係長・園田であります。内容については全国農地情報公開、  
県農業会議 <sup>おおつき</sup> 大槻氏より説明を受けたところであります。以上で（諸般の）報告を終わります。

議 長 報告が終わりました。質疑については、この後開催されます全員協議会で行いたいと思えます。

議 長 日程第3、（議案協議） 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成26年度第3号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について、を議題にします。事務局より議案の説明をお願いします。河野係長。

事 務 局 議案第1号は農用地利用集積計画の一部変更（賃貸借権期間借用13件）について承認を求めるものでございます。資料は4ページをお開きください。

番号1は、平成26年度第3号にて承認された、平成26年10月31日付け公告の一部変更に関するものでございます。貸す人 Bさん 外12件。借りる人 Aでございます。資料は5ページをお開きください。

平成26年9月1日から平成29年8月31日までの3年間設定の期間借用、それから平成26年9月1日から平成31年8月31日までの5年間設定の期間借用、あと平成26年10月1日から平成31年9月30日までの5年間設定 期間借用の分でございます。全体で13件。合意解約日が平成27年8月18日、田の24筆 32,467㎡でございます。

主にレタス等の野菜を作付けしておりましたが、地下水位が高く排水対策がとりにくかった等の理由により、合意解約するものでございます。6ページに明細書をつけておりますのでお目通しをよろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 事務局より議案第1号の説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
議長 質疑ありませんか。

(「はい。」の声あり)

議長 9番委員 はい。高田委員。

はい。この契約の可否につきましては、それぞれAのほうから地主のほうへの、契約破棄の通知がされているものと思っておりますけれども、そこから方面の確認が取れているのかどうかを確認したいと思います。

議長 事務局 はい。事務局。

はい。Aさんと打ち合わせを行っておりまして、Aさんから地主さん等への合意解約ということで、1軒1軒回るようにということで、農業委員会のほうから指導を行っているところでございます。

(「はい。」の声あり)

議長 7番委員 はい。石堂委員。

はい。えっとAが入ったために、我々も町の収入も増えるなあと思って喜んでいましたんですけども、やっぱり排水が悪いということで解約するみたいですけれども、同じ場所なのですか。どの辺かなと思ってですけれども。

議長 議長 石堂委員、しばらく待っておいてください。

議長 9番委員 高田委員、今の(先ほどの)説明でよろしいですか。

はい。よろしいです。

議長 事務局 はい。それでは石堂委員の質問に対して、事務局。

はい。場所的に言いますと、〇〇の〇〇からの部分になってくるんですが、排水対策が先ほど言いましたとおり、地下水より高いということもあり、それと同時に作業効率の中で勾配が激しいところについては、今回合意解約をしたいという申し出があったんですが、場所的に言いますと、すみません。この資料を使いますが、名前を出して大変申し訳ないんですが、Cさんの自宅があるところから、〇〇公民館があるところの部分について、かなり排水対策が悪かったということで、また土の質も悪かったということでありまして、その部分についてかなりの合意解約をする旨を聞いております。

議長 7番委員 石堂委員、よろしいですか。

はい。もし、まあ自分であれば、ちょっと自分の田んぼの評価が悪かったように聞き取りましたんで、Aさんにちょっと腹立ちも感じますが、その補償というか、何かそういうのは全然話はないんですか。

議長 議長 石堂委員の質問に対して、事務局。

(「はい。」の声あり)

事務局 はい。先ほどもありましたとおり、8月の18日にAさんを含めた全体

会を〇〇公民館のほうで行ったところですが、その時に地質調査等の結果等も示しましたところでございます。で、その中でやはりレタスの作付け等について、不適合と言いますか、ちょっと水捌けが悪い土の性質のものであったということの説明を行ったところでございます。そこがレタス作付けに適していなかったということで、米の作付けとか、そこが悪いということではなくて、(レタス)作付けのほうには適していなかったのかなというようなことでございます。

7番委員  
議長  
7番委員

はい。

はい。石堂委員。

すみませんね。討議するつもりは無いんですけど、そうであれば一時的にでも農家の方を喜ばせた訳ですよ。そうした時に地質の検査は貸借を始める前に行うべきじゃなかったのかなと、今ちょっと思ったんですけども。

議長  
事務局

はい。事務局長。

はい。(挙手) わたしも8月からということで、この案件につきましては、〇〇公民館で色々報告・要望、去年の結果等話し合いの場を持って受けたところ。石堂委員がおっしゃっていたように、ただ昨年からの経緯を見ますと、まあ急にこの協定の流れが入ってきたと、事前にそういう土質の検査とか、レタスに対して適正だったかどうか調べていれば、もっとスムーズに流れたかなと、そういう気がしております。今回、2年目に入っていますので、そこら辺については、Aさんが地権者の方に十分な説明をするということで、農業委員会としてはお話ししたところでございます。後は基本的には、あくまでもレタスに対してどうかということでありまして、個人個人にはそういう失礼が無いような対応をとっていくのが正しいかなと考えております。以上です。

議長  
7番委員  
議長  
議長

石堂委員、よろしいですか。

はい。

他に、ありませんか。

異議がないようですので、議案第1号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第1号については原案どおり決定いたしました。

議長

(日程第4、) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成27年度第14号農用地利用集積計画(案)に対する意見決定について、を議題にします。事務局より議案第2号の説明をお願いします。河野係長。

事務局

議案第2号は農用地利用集積計画の承認について、平成27年9月30日

を公告日とする農用地利用集積計画 使用貸借権 1 件・賃貸借権 1 件・賃貸借権期間借用 5 件・所有権移転 1 件を定めたいので、承認を求めるものでございます。資料は 10 ページをお開きください。

先ず、農用地利用集積計画 使用賃貸借権 1 件について説明いたします。

整理番号 1 番でございますが、利用権設定をする者は、鹿児島市〇〇丁目〇番地〇 〇〇〇 D さんで、利用権設定を受ける方は、〇〇〇番地 E さんでございます。現況は、畑が 1 筆の 1,328 m<sup>2</sup>でございます。設定期間は 5 年間設定が 1 件の新規設定となっております。

個別の資料については、11 ページになりますのでお目通しをお願いいたします。

続いて、賃貸借権 1 件の整理番号 2 番について説明いたします。

利用権設定をする者は、〇〇〇番地〇 F さん、利用権設定を受ける方は、熊本県熊本市〇〇〇番地〇 A でございます。現況は、田が 4 筆の 5,216 m<sup>2</sup>でございます。設定期間は、5 年間設定で新規設定となります。

平成 27 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの 5 年間となります。

個別の資料につきましては、12 ページから 13 ページに字図を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。続きまして資料は、14 ページをお開きください。

平成 27 年 9 月 30 日を公告日とする農用地利用集積計画 賃貸借権期間借用 5 件を定めたいので、承認を求めるものでございます。

今回、利用権設定する者は、〇〇〇—〇 G さん 外 4 名の方で、利用権設定を受ける方は、熊本県熊本市〇〇〇番地〇 A でございます。現況は、田が 4 筆の、全体で 15,019 m<sup>2</sup>でございます。設定期間は、1 年間設定で 9 月 1 日から 1 月 31 日までの期間借用が 2 筆で、4,392 m<sup>2</sup>でございます。10 月 1 日から 2 月 28 日までが 10,627 m<sup>2</sup>でございます。

個別の資料については 16 ページ・17 ページに添付してありますので、お目通しをよろしく申し上げます。

事務局

続いて資料のほうについては、18 ページをお開きください。所有権移転の総括表になります。

鹿児島県地域振興公社が売り渡す事案であります。公告日は平成 27 年 9 月 30 日、対価支払いが 27 年 10 月 9 日・引渡時期が 27 年 10 月 9 日で、畑の 4,277 m<sup>2</sup>で、所有権移転を受ける者の数が 1 名の申請であります。

19 ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

整理番号 1 番、所有権移転を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 中脇 光さんでございます。所有権移転をする者は、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社であります。土地の所在は、〇〇字〇〇〇—〇 外 1 筆、合計面積が 4,277 m<sup>2</sup>、所有権の移転で、権利の内容は主にさとうきび作付けで、売買によるもので対価は〇〇〇万〇千〇百円でございます。

申請の内容等については以上でございます。個別の資料については、同意書については20ページ、字図については21ページに添付してありますので、お目通しをお願いいたします。

以上、使用貸借権1件・賃貸借権1件・賃貸借権期間借用5件・所有権移転1件に関する利用権設定を受ける者については、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、承認を求めるものでございます。説明を終わります。

議長 事務局より2号の説明が終わりました。これから質疑に入ります。先ず10ページの利用権設定の1件でございますが、何かありますか。

(「ありません。」の声あり)

議長 続いて14ページ・15ページになります。利用権の設定、AとG外4名の期間借用の件でございますが、何かありますか。

(挙手あり)

議長 はい。石堂委員。

7番委員

はい。1号議案で出たばかりのことで繰り返し申し訳ないですけども、新たにAさんが借りる田んぼについては、もちろん検査を終えた上での貸借だと思うんですが。(中途解約は)失敗と言えれば失敗ですので、繰り返しのないように。念を入れての貸借をしたほうが良いと思います。

議長

事務局

事務局、何か説明はありますか。

はい。(挙手)基本的に言えば、熊毛支庁農政普及課の西岡氏ですか、そこら辺についての、レタスに対しての肥料の配合とかですね。そこら辺の話も説明があった訳ですけども、A側がその田んぼの土をじゃ検査をしてやっておるかという、今のところ、それはやっておりません。ただ、石堂委員がおっしゃるようなそういう件につきましては、農業委員会としては、そういうトラブルにならないように指導はしていると考えます。総合農政課の方にも土を持ってきていただければ、成分とか調べてくれる係もいます。実際にはそこまで行われていないのが現状であります。

議長

よろしいですか。この土地に対しては、地権者とAのほうで「ここはよろしいですね」というような確認はしております。土質の問題ではなくて。

(「はい。良いですか」の声あり)

7番委員

ですから、あの1号議案で出たように、1年作っただけで解約という例が出ていますので、またこれも、そういうことにならないような貸借の仕方をしたほうが、貸すほうの気持ち的にも良いんじゃないかなあと思うんですけど。

議長

7番委員

はい。先ほど局長が言った説明でよろしいですか。

はい。よろしいです。

議 長 農地部長、何かありますか。

農地部長 今回のこの新規設定の案件につきましては、貸借期間が1年ということで、まあ1年作ってみて具合を見るというような感じでの契約内容じゃないかなと私なりに考えますので、まあ使ってみて結果が良ければまた次年度も契約をしていただくという方向で、今回の場合は承認をすれば良いんじゃないかなと私は思います。

議 長 はい。

事務局 (挙手) 議長、よろしいでしょうか。

議 長 はい。係長。

事務局 今、高田委員からありましたが、今回設定する5件については、昨年度1年契約で契約をした農地でございます。その中で期間は終了いたしましたので、また1年間の貸借をするということで、期間借用するものでございます。

議 長 はい。よろしいですね。次、18 ページ、Hさんに地域振興公社から所有権の移転をする件であります。

議 長 よろしいですね。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第2号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、議案第2号については原案どおり決定いたします。議案第2号については原案どおり決定いたしました。

議 長 (日程第5、) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人・I、譲受人・J 外4件を議題とします。事務局より議案第3号の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、承認を求めるものです。

今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転が5件です。整理番号1番から、資料を読み上げます。23 ページをお開きください。

整理番号1番、譲受人が、〇〇〇番地〇 Jさん。譲渡人が、〇〇〇番地〇 Iさんです。土地の所在が、〇〇〇字〇〇〇—〇 外1筆。地目は、すべて畑、地積は計1,056 m<sup>2</sup>。所有権移転で対価は計〇〇万円です。

この件につきましては、24 ページからの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は29 ページから添付しております。

なお、この件に関しましては、9月4日の現地調査に於きまして、畑が多少荒れているという形がありましたので、検討下において本人に対して指導を行うという確認がございましたので、後日、Jさんに連絡をとりまして畑としての利用をしてくださいという指導をしてあります。



事務局 整理番号2番、譲受人が、〇〇〇番地 Kさん。譲渡人が、〇〇〇番地  
〇 Lさんです。土地の所在が、〇〇〇字〇〇〇—〇。地目は畑、地積は  
737 m<sup>2</sup>。所有権移転で対価は〇〇万〇千〇百円です。

この件につきましては、25 ページからの調査書にあるとおり、農地法第  
3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えま  
す。参考資料は、31 ページに添付してございます。

整理番号3番、譲受人が、〇〇〇—〇 Mさん。譲渡人が、〇〇〇—〇  
Nさんです。土地の所在が、〇〇字〇〇〇—〇〇 外1筆です。地目は全  
て畑、地積は計7,838 m<sup>2</sup>。所有権移転で交換によるものです。

この件につきましては、26 ページからの調査書にあるとおり、農地法第  
3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えま  
す。参考資料は、32 ページから添付してございます。

事務局 続きまして整理番号4番をご覧ください。譲受人が、〇〇〇—〇 Mさ  
ん。譲渡人が、〇〇〇—〇 Oさんです。土地の所在が、〇〇字〇〇〇—  
〇〇。地目は畑、地積は3,655 m<sup>2</sup>。所有権移転で対価は百万円です。

この件につきましては、27 ページからの調査書にあるとおり、農地法第  
3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えま  
す。参考資料は、34 ページに添付してございます。

整理番号5番、譲受人が、〇〇〇—〇 Pさん。譲渡人が、〇〇〇—〇  
Qさんです。土地の所在が、〇〇〇字〇〇〇—〇 外1筆。地目は全て畑、  
地積は計1,568 m<sup>2</sup>。所有権移転で対価は計〇〇万円です。

この件につきましては、28 ページからの調査書にあるとおり、農地法第  
3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えま  
す。参考資料は35 ページに添付してございます。

以上の5件につきまして、9月4日に現地調査を実施しております。以  
上で議案第3号の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果及び補  
足説明をお願いいたします。整理番号1番、古市委員。

4番委員 Jさんは現在あの牛を飼っておられるんですけど、牛舎の後ろの堆肥置  
き場のところで、その土地がぎりぎり一杯いっぱい家に建てている関  
係で、現在通っている道がIさんの土地になっておって、それでIさんも  
堆肥を作っていたりしていたんですけど、5・6年前から竹も生えたりし  
て荒れている状態で、前々からJさんから分けて貰いたいという話があっ  
たので、これを他の人に売られてしまうと通る道がないということで、人  
づてにIさんが土地を売るような話を耳にして、どうしても自分が買わな  
くては困ると思ったものですから、それで急ぎよ、Jさんが現在荒れてい  
る土地を畑にするという条件をつけていますので、よろしく願います。

議長 整理番号2番、西田委員。

8 番委員 整理番号 2 番ですが、KさんとLさんの件につきましては、7月の総会であったと思いますが、31 ページの字図を見てもらえば分かるように、まあ2筆ここにある訳ですが、7月の月に5条申請でここに施設が出来たということであり、後残りの分についても購入したいということで、土地を買っておられる訳ですが、一応、Kさんはここに野菜を作るということでございます。農地を農地として生かすということなので、ご審議をよろしくをお願いします。

議 長 整理番号 3 番・4 番、高田委員。

9 番委員 整理番号 3 番の、譲渡人がNさん、譲受人がMさんの件ですけれども、今回のこの申請の土地につきましては、既に 20 年以上前に交換が成立して交換している土地でございます、今、Nさんが和牛の牛舎を建てている土地の奥の土地の約6反歩程度の土地と、今回申請が出ている土地との交換で、Nさんにつきましては、所有権の移転をしておりますけれども、Mさんが所有権移転をしていなかったということで今回、交換による所有権移転、3条申請ということになっております。そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それともう1つの、OさんからMさんへの所有権移転の売買による契約ですけれども、この土地につきましても、まあMさんがOさんから十数年以上前に、百万円という金額でこの農地を取得しておりましたけれども、3条申請、所有権移転申請をしていなかったということで今回、申請をするという形になっております。この土地につきましても、現況は、前ではOさんは花木を植えていたようですが、現在はMさんが甘しょの植え付けをしております。ということで、今後も農地としての利用はされていくというようなことですので、よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 整理番号 5 番、寺田委員。

1 番委員 はい。Pさんの件でございますけど、Pさんはタバコの専業農家でございますけれども、そこに住宅とタバコの乾燥室を造るということで、前回5条申請をあげた土地でございます。その西側の道のほうは家と倉庫を造りますけど、奥のほうの西側のほうですけれども、1反5畝くらいの土地を農地として活用したいということで、現在のところは未だ、工事のほうは着手されておられませんけれども、理由としては設計のほうは本人の設計がまとまらないということで、一応 10 月に着工予定であり、その後西側の1反5畝にタバコの育苗ハウス、それでも土地の余剰がありますので大根、イモの作付けを計画しているということでございます。経営としては機械類もあるし、それから労力的には1年間に6名程度のアルバイト生という労働力を補給しながら今、耕作している現状でありますので、本人が耕作している農地は全て効率的に運用されるものと思われまますので、よろしくお願ひいたします。

議長 長 はい。担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
議長 長 質疑ありませんか。  
議長 長 (「なし。」の声あり)

議長 長 異議がないようですので、議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第3号については原案どおり決定いたしました。

議長 長 (日程第6、) 議案第4号 農地流動化奨励金交付申請について、申請人・R 外2件を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第4号について、ご説明申し上げます。37ページをお開きください。議案第4号 農地流動化奨励金交付申請について説明します。

申請人は、Rさん 外2件、計10筆。地積の合計は、98アール。奨励金の合計額は49,000円になります。

なお、9月4日の現地調査において、全て耕作されていることを確認しております。以上で説明を終わります。

議長 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
議長 長 質疑ありませんか。  
議長 長 (「異議なし。」の声あり)

議長 長 異議がないようですので、議案第4号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第4号については原案どおり決定いたしました。

議長 長 (日程第7、) 議案第5号 南種子町農地流動化奨励金交付要綱の一部改正(案)について、でございます。事務局より議案第5号の説明をお願いします。局長。

事務局 議案第5号について、ご説明を申し上げます。南種子町農地流動化奨励金交付要綱の一部改正について、でございます。このことにつきましては、南種子町農地流動化奨励金交付要綱の一部を改正したいので、南種子町農業委員会規程第7条第1項第13号の規定により農業委員会の議決を求めらるものでございます。

別紙資料のご説明を申し上げます。新旧対照表に基づき、ご説明させていただきます。

10条ですけれども、改正前のものを読み上げて説明させていただきます。『奨励金の交付対象者が次の各号に該当すると認めるときは、交付決定を取消し、既に交付した奨励金の全部の返還をしなければならない。』とここでございます。

ここににつきまして、改正後ですけれども、10条の2項として中段から下

に、下線が引いてある箇所になります。

『奨励金受領後、既に設定している利用権設定等を解除し、農地中間管理機構等による農地中間管理権等を設定し、又は農地中間管理機構等を通じて、新たに利用権等を設定しようとするときは、奨励金の全部の返還をしなくてもよいものとする。』というところでございます。

なお、改正前におきましては、平成10年から平成27年度、今年度まで18年間となっておりますところを、平成10年から平成30年までの21年間、3年間ですけれども、事業の実施状況により継続することができるというふうに、改正をするものでございます。

この案件につきましては町長まで、今日の総会に提出いたしたいと、もう27年度になりますので、30年度までの延長をお願いいたしますということで、お話をし、了解をいただいているところであります。それに基づいて、今日の総会に提出したところでありますので、ご承認方よろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第5号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第5号については原案どおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。